

第1章

主旨と体系



1 計画の主旨と体系

1. 1 策定の目的と狙い

(1) 安全で、美しく、心豊かに暮らせる場の確保に向けて

環境問題の深刻化や少子高齢化の進行に対処し、持続性のある社会構造への改革が求められています。地域においても、地域の主体的なまちづくりのあり方が問われ、地方分権に向けた制度改正も進められています。

また、市民意識の変化や生活の多様化が一層進み、環境との共生をはじめ、経済的なものの豊かさのみにとらわれず、心の豊かさを求める時代へと変化し、安全で、美しく、心豊かに暮らせる場の確保が求められています。



この北杜市まちづくり計画は、このような社会背景を踏まえて、本市の有する優れた環境と美しい景観を守ることを基本に置き、本市の適正で持続的な発展を支えるために、具体的にまちづくりを進める基本的な方針として作成するものです。

また、本計画は、総合計画（基本構想）の理念を補い具体化していくために、まちづくりの目標、土地利用の方針及びその実現の方針などを表します。

(2) 市民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進

本まちづくり計画は、まちづくりの方針や考え方方が広く共有され、計画に基づいて市民、事業者、行政が協力しあいながら、それぞれの立場で主体的にまちづくりを進めていくことを策定の狙いとしています。

行政が担うまちづくりとしては、施設やまち・里の環境整備と土地建物利用等の規制・誘導があります。施設やまち・里の環境整備については、身近な生活空間や施設の改善など、未だ多くの整備を必要としています。また、地域の自然や美しい眺望と調和したまち・里の環境としていくためには、優れた地域の環境を守り、問題のある環境を改め、一層の魅力付けを行うために、土地や建物などの利用について、地域の実状に応じたルールを定め、これに従って規制・誘導を進めることができます。このため、行政としては、法律や条例に基づいて運用を進めていきますが、行政が関わるまちづくりには自ずと限界もあります。

そこで、これまでに市民が主体となって築いてきた本市のまちづくりを基本において、“地域の環境は地域で考え、つくる”という考え方のもとに、市民や事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

例えば、市民自らが望んで、美しく、安全で暮らしやすいまちや里とするために、山林・農地と一体のまちや里の環境を守るルールを定めたり、集落が一体となって里づくりの目標や地域の環境を維持・形成するためのルールを定めたりすることも可能です。

また、事業者は、開発に際して公共的空間を生み出し、緑化面積を広くし、美しい眺望や周辺の縁に配慮した建築を行うことにより、良好な地域環境を築くことができます。つまり、誰もがまちづくりの当事者になることができますし、その努力が積み重なって求めるべきまちづくりを実現することができます。

このように、まちづくりにおいて、市民や事業者の担う役割は大きく、しかも大変効果的であることを認識し、行政とともにまちづくりを推し進めていくことが求められます。その際に、市民、事業者、行政が共有するまちづくりの指針として、この計画が生きてくるものと考えています。

1. 2 計画の位置づけと概要

計画の位置づけと概要は次のとおりです。

(1) 計画の位置づけと役割

- 北杜市総合計画に即し、まちづくりを進める方針とします。
- 目指すべき将来都市像とこれを実現するための土地利用の方針などを具体的に示します。
- 本市のまちづくりに関わる指針とします。

(2) 構成と計画期間等

- まちづくり構想及び実現の方針の構成とします。
- 市全域を対象とします。
- 概ね 20 年後の中長期を見据えた方針とします。
- 計画の進行を管理し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画策定の考え方

- 本市の特性を活かした独自の考え方を示します。
- 計画への市民意向の反映のために、立案過程を重視します。
- 課題や方針を明確に示し、その内容を分かりやすく表現します。

2 策定の体制と経緯

2. 1 策定の体制と経緯

本計画の策定は、策定過程からの市民意向の反映を基本としました。このため、「まちづくりアンケート調査」、「まちづくりへの一言提言の募集」や広報・ホームページなどによる情報の提供を基本に、市民参加の「策定委員会」、「まちづくり研究会」の開催により、検討が進められました。

策定は、平成 17 年度を初年度として、策定準備、まちづくり研究会による検討と市民提言、策定委員会での検討を経て、平成 21 年度に素案がまとめられました。

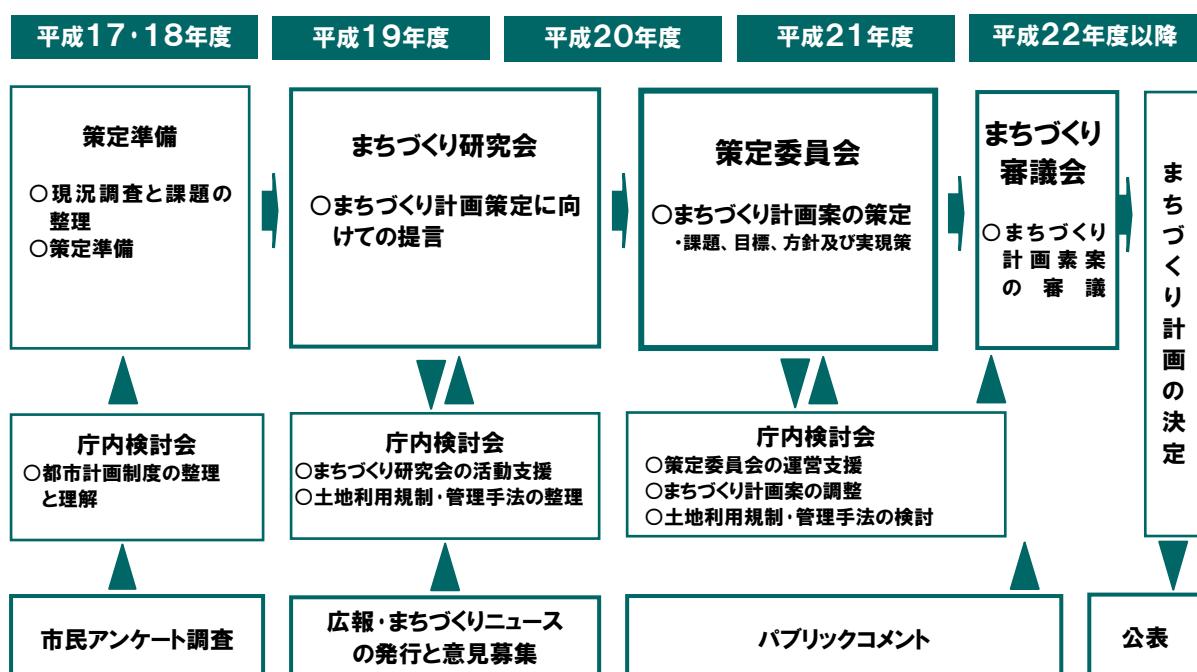
(1) 策定委員会

策定委員会は、地域委員、各種団体代表、まちづくり研究会代表と学識経験者の 20 人で構成され、平成 20・21 年度において開催されました。策定委員会は、研究会からの提言を踏まえて、議論を重ね、本計画の素案を策定しました。

(2) まちづくり研究会

まちづくり研究会は、公募及び地域推薦市民により構成され、平成 19・20 年度に計 10 回開催され、検討の結果を「まちづくり計画策定に向けての提言書」として、市長へ提言されました。なお、研究会では、各回の検討テーマに従い、闊達で有意義な議論を頂きました。

北杜市まちづくり計画の手順



2. 2 まちづくり研究会の活動経緯

まちづくり研究会は、参加市民による主体的な検討を基本として、会の進め方、まちづくりの課題、まちづくりの目標検討、提言書のまとめなどのテーマに従い、また、まちづくり制度や事例の学習などを交え、段階的に進められました。

まちづくり研究会の開催経緯

開催年月日	研究会	検討内容
平成 19 年 10 月 29 日	第 1 回	・研究会の主旨と進め方 ・自己紹介と意見交換
12 月 7 日	第 2 回	・北杜市に残したい・守りたい環境探し
平成 20 年 1 月 29 日	第 3 回	・都市計画やまちづくりルールの学習と検討
3 月 4 日	第 4 回	・第 1 段階のまとめと今後の進め方 ・まちづくり計画に記載していくべき事項の検討
5 月 21 日	第 5 回	・目標都市構造の検討 1 (都市形成の現状や他都市の事例を見ながら考えていこう)
6 月 28 日	第 6 回	・目標都市構造の検討 2 (環境の保全、生活環境や産業のあり方、土地利用コントロールや緑地保全、集落活性化等の検討)
8 月 5 日	第 7 回	・目標都市構造の検討 3 (まちづくり提言の内容検討)
9 月 18 日	第 8 回	・目標都市構造の検討 4 (まちづくり提言書に示す目標都市構造案の検討まとめ)
11 月 13 日	第 9 回	・提言書のまとめ 1
11 月 25 日	第 10 回	・提言書のまとめ 2

まちづくり研究会の開催状況

